

## 刈谷市告示第2号

刈谷駅北地区地域交流施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、刈谷市議会の議決を経て、下記のとおり指定したので、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年条例第24号）第6条第2項の規定により告示する。

令和8年1月7日

刈谷市長 稲垣 武

記

### 1 施設の名称

刈谷駅北地区地域交流施設

### 2 指定管理者となる団体

(1) 名称 特定非営利活動法人まちづくりかりや

(2) 所在地 刈谷市桜町5丁目6番地

(3) 代表者氏名 理事長 成田 光宏

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

刈谷市告示第 3 号

令和 6 年刈谷市告示第 5 号は、廃止する。ただし、令和 6 年刈谷市告示第 5 0 号、令和 7 年刈谷市告示第 1 号及び令和 7 年刈谷市告示第 6 5 号に規定する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入については、令和 6 年刈谷市告示第 5 号の規定は、なおその効力を有する。

令和 8 年 1 月 1 5 日

刈谷市長 稲 垣 武